

岡崎市の人口

男	77,763
女	84,416
計	162,179
世帯	33,625

10月1日現在住民登録人口による

市政だより

編集と発行 岡崎市役所市民課

No. 57 1959.11 全戸配布 [月刊]

11月のこよみ

- ☆灯台記念日(一日)
- ☆白梅隊記念日(一日)
- ☆教育・文化週間(一日~七日)
- ☆郵便電信局藤田町へ移る(三日~九日)
- ☆皇海軍中隊工式(五日、一九四九年)
- ☆立太子礼祝賀(十日、一九五二年)
- ☆郵便局康生町へ移転、電信開始(十五日、一九七七年)
- ☆天皇岡崎中学校にて親閲(二十一日、一九七七年)
- ☆愛知県となる(二十七日、一八七二年)
- ☆隣接七方町村へ合併申込(一九五一年)

矢作合併問題 11.15 住民投票を執行

いままでのあらまし

岡崎市と旧碧海郡矢作町とは昭和三十年四月一日に合併しましたがそのうち河野町、宇頭茶屋町、橋目西、尾崎町および柿崎町五地区は、岡崎市から分市して安城市へ合併したいという運動をおこし、四年有余を経過したが解決を見ずその間県知事の委嘱する調整委員の調停にも付されたが成立せず、本年九月十五日日本県知事から市の境界変更の賛否について区域内選挙人の投票によって決定するよう請求があり、これに対して本市選挙管理委員会は十一月十五日を投票期日と定め、住民投票を執行することとなりました。次にこの投票に至ったいきさつをお知らせいたします。

旧矢作町と合併するまで

- 1 昭和二十六年に岡崎市から合併を申し入れ
- 2 昭和二十八年十一月七日 本県議会議員並びに地方制度調査委員会委員長から合併について照会があり、矢作町との合併希望がある旨を回答
- 3 昭和二十九年から昭和三十一年にかけて矢作町において岡崎市の現況を調査し、町民に対し合併について説明
- 4 昭和三十年二月十七日 矢作町と岡崎市との合併世論調査の結果
- 5 昭和三十年三月十八日 世論調査並びに調整委員の結果、矢作町全戸で岡崎市と合併することに決定
- 6 昭和三十年七月七日 本市議会議員、市長より調整委員におよび矢作町議会において調整委員の報告を聴き、併合を議決
- 7 昭和三十年三月十六日 本県議会議員並びに調整委員から宇頭茶屋町、橋目西、尾崎町、柿崎町は住民投票、河野町は現状のままとの調整を要
- 8 昭和三十年三月十九日 内閣府大臣の府令で併合の執行
- 9 昭和三十年四月一日 矢作町全戸で岡崎市と合併執行

合併後の経過

- 1 昭和三十年七月二十日 本市議会議決を以て合併執行
- 2 以後あらゆる機会を得て説明し努力した
- 3 昭和三十一年七月十五日 本県町村合併調整委員から宇頭茶屋町、橋目西、尾崎町、柿崎町は住民投票、河野町は現状のままとの調整を要
- 4 昭和三十一年八月十四日 本県町村合併調整委員に対し、住民投票の結果の如何にかかわらずあつても汚点をのこすこととは必至のため、あくまで話し合いの機会をもつよう要望
- 5 昭和三十一年八月八日 市議会議員、市長より調整委員、地元民で矢作町調整委員本部を設置し、全力をあげて説明工作をする
- 6 昭和三十一年九月十四日 本県知事は住民投票について、県新市町村建設促進審議会に諮問
- 7 昭和三十一年九月十五日 本県知事から本市選挙管理委員会に対し、矢作五地区住民投票の請求を要
- 8 昭和三十一年十一月五日 本市選挙管理委員会は矢作五地区にかかる住民投票について告示

矢作五地区の皆さんに特にお願い

みなさんの将来の幸、不幸をみなさんの手で決定する日がよいよやってきました。

分市問題は、隣の人が「組長さんが総代さんが」という問題では決してありません。直接にみなさん自身の幸、不幸につながる重大な問題です。もしみなさんが「四年余も運動をしたのだから」とか、「理くつや損得ではない、とにかく安城へ行けばいいのだ」ということだけで投票をした場合の結果は、今まで岡崎市がたびたびお知らせしたように、みなさん自身が不幸になることははつきりしています。この責任はみなさん自身がとらなければなりません。そして、みなさんの子や孫までが馬鹿を見る結果となります。感情はぬき、最後の時間を冷静に判断して百年の悔を残さないようとお考えください。

被災者の税額、減免

手続きはこうして

このたびの風水害によって災害をうけた方々に対し、国税、県税、市税について徴収の猶予、税金の軽減免除または還付等いろいろの救済の方法がありますのでお知らせします。

所得税について

- 1 申告所得のある場合
 - ①自己の所有する住宅または家財の損害金額がその住宅または家財の時価の半分以上であつて、かつ、本年の所得金額が百二十万円以下の場合
 - ②災害のやんだ日から二月以内のうちに税務署に申請すれば徴収を猶予されます。
- 2 申告所得のない方は、災害のあった日から二月以内に所得金額の見積書、医療費の控除、予定納税額について更正の請求書を税務署に出せば、見積合計所得金額の多寡によ

不動産取得税の減免について

- 1 災害により不動産に被害を受けたため、新たにそれに代る不動産を取得した場合、被災後二年以内の取得に限り被害不動産の課税台帳価格の税率百分の三を乗じた額以内の額を免除されます。
- 2 新たに取得した不動産でまだ不動産取得税を課せられていないものうち、被害を受けたものについては、被害の程度に応じて不動産取得税が軽減されます。

不動産取得税の減免について

- 1 災害により不動産に被害を受けたため、新たにそれに代る不動産を取得した場合、被災後二年以内の取得に限り被害不動産の課税台帳価格の税率百分の三を乗じた額以内の額を免除されます。
- 2 新たに取得した不動産でまだ不動産取得税を課せられていないものうち、被害を受けたものについては、被害の程度に応じて不動産取得税が軽減されます。

県税の徴収猶予について

- 1 被害を受けたため法人税の徴収を猶予された法人の県民税および事業税は一年以内に限り徴収が猶予されます。
- 2 その他の県税は被害の程度により一年以内の期間を限りて徴収を猶予されます。

県税の納期限の延長について

- 1 災害により被害を受けた場合、納期限の延長を必要とせられる方は、
 - ① 県税の納期限の延長を必要とする場合は、被災の事実を証明する書類を提出し、納期限の延長が認められます。
 - ② その他の県税の納期限については、三月以内の期間を限りて納期限の延長が認められます。

市民税、固定資産税の減免について

- 1 市民税については、納税義務者が死亡し、または不具者となつたときは、本年度の第二期分および第四期分の税額の全部または九割を減免いたします。
- 2 固定資産税については、
 - ① 一筆の土地の面積の八割以上または五割以上が被害を受けて、使用不能または作付不能となつたときは、本年度の第三期分および第四期分の税額の全部または五割を減免いたします。
 - ② 家屋については、全壊等によつて家屋の原形を止めなくなった

固定資産税について

- 1 市民税については、納税義務者が死亡し、または不具者となつたときは、本年度の第二期分および第四期分の税額の全部または九割を減免いたします。
- 2 固定資産税については、
 - ① 一筆の土地の面積の八割以上または五割以上が被害を受けて、使用不能または作付不能となつたときは、本年度の第三期分および第四期分の税額の全部または五割を減免いたします。
 - ② 家屋については、全壊等によつて家屋の原形を止めなくなった

初冬に多い 感冒に注意

夏の疲労した体の回復に最もよい季節が終りに近づき、朝夕の気温は急激に低下して、感冒にかかる人も多くなってきました。これに加えて今度の伊勢湾台風によって環境が著しく低下し、本年は感冒の特別流行が憂慮される状態にあるので、次の事項をよくまもって感冒の予防につとめてください。

- 1 朝夕「マスク」をつける。(ただし、常時使用してはいけません。)
- 2 栄養の高いものをとる。(特に脂肪の摂取につとめる。)
- 3 下着は常に清潔なものを着用する。
- 4 寝具はこまめに日光に当ててよく干す。
- 5 過労を防ぎよく睡眠をとる。

みなさんの生活上の問題や市役所の仕事等のご相談は、お気軽に相談室へどうぞ

☆ 市民相談室 ☆



俳句 水枯れて憶出遠くなりけり

